

報道発表資料

相談解決のためのテストからNo. 165

令和4年5月26日
独立行政法人国民生活センター

消費生活センター等の依頼に基づいて実施した商品テスト結果をご紹介します。

組成表示が異なっていた婦人パジャマ

1. 依頼内容

「綿 100%と表示されたパジャマを購入したが、綿 100%とは思えない。表示に問題がないか調べてほしい。」という依頼を受けました。

2. 調査

相談者は、綿100%という表示を確認して、ニット地の婦人パジャマの上下1組を購入しましたが、翌日洗濯後に着用したところ違和感があったため、ライターの火を当ててみたところ、生地が燃えるのではなく溶けたとのことでした。

そこで、当該品について、JIS L1030「繊維製品の混用率試験方法」の溶解法によって繊維混用率（注）を調べたところ、上着は綿53%、ポリエステル47%で、ズボンは綿33%、ポリエステル67%の混紡で、表示とは組成が異なっていました。

家庭用品品質表示法 繊維製品品質表示規程において、繊維の組成は、対象となる全ての繊維製品で示すべき事項とされており、組成繊維の名称とともにそれぞれの繊維の混用率を表示することになっています。また、混用率が100%である旨を表示する場合、その誤差の許容範囲は、毛以外の繊維で-1%以内とされています。

当該品は「綿100%」と組成表示されていましたが、繊維混用率は、同規程に定められている誤差の許容範囲を大幅に超えていました。

（注）混用率とは、製品に使用されている繊維ごとの、その製品全体に対する質量割合を百分率で表したもの。

また、当該品から糸を採取し、ほぐして拡大観察したところ、扁平でよじれが特徴的な綿と考えられる繊維と、均一な太さのポリエステルと考えられる繊維がみられました（写真）。

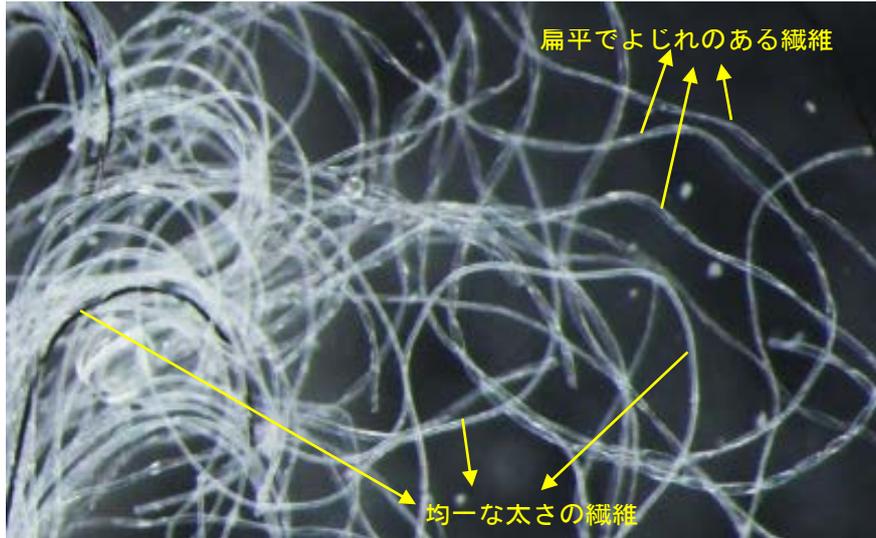


写真. 当該品の繊維

3. 解決内容等

依頼センターがテスト結果を販売店に説明したところ、販売店、繊維卸問屋を通じてこのテスト結果を知った製造事業者から、海外の工場ミスがあったものと思われるとの連絡があり、相談者への返金対応が行われました。

なお、製造事業者によると当該品はすでに市場に流通していないとのことでした。

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165